

国立大学法人東京医科歯科大学入学試験問題作成委員会規則

平成16年 4月 1日
規則第88号

（設置）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学入学試験規則第6条第2項の規定に基づき、入学試験問題作成委員会（以下「問題作成委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 問題作成委員会は、入学試験問題の作成及び採点を行う。

（組織）

第3条 問題作成委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副理事
- (2) 教養部長
- (3) 各学部教授会から選出された教授又は准教授
- (4) 教養部教授会から選出された教授、准教授又は専任講師
- (5) 問題作成委員会が必要に応じて推薦する本学の教員及び学外の有識者

2 前項第3号及び第4号の委員の人数は、出題科目ごとに別表に定める。

3 第1項第3号から第5号までの委員は、学長が委嘱する。

（委員の任期）

第4条 前条第1項第3号から第5号までの委員の任期は1年とし、5月1日から翌年の4月30日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 問題作成委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員の中から学長が指名する。

2 問題作成委員会に副委員長を置き、第3条第1項第2号の委員をもって充てる。

3 委員長は、問題作成委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

（部会）

第6条 問題作成委員会に問題作成に関し必要な部会を置く。

2 部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第7条 問題作成委員会の庶務は、統合教育機構事務部入試課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、問題作成委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月6日規則第3号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月19日規則第26号）

1 この規則は、平成20年6月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

2 この規則の施行の際現に委員として選出されている者は、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月30日規則第21号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月11日規則第17号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月18日規則第75号）

この規則は、平成25年6月18日から施行し、平成25年6月1日から適用する。

附 則（平成26年5月21日規則第39号）

この規則は、平成26年5月21日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則（平成28年6月9日規則第102号）

この規則は、平成28年6月9日から施行し、平成28年5月1日から適用する。

附 則（平成28年7月1日規則第111号）

この規則は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月24日規則第37号）

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（平成29年6月1日規則第78号）

この規則は、平成29年6月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(別表)

出題科目		部局別委員数	
数学		教養部	3名
理科	物理	医学部医学科	1名
		医学部保健衛生学科	1名
		歯学部歯学科	1名
		教養部	2名
	化学	医学部医学科	1名
		医学部保健衛生学科	1名
		歯学部歯学科	1名
		教養部	2名
	生物	医学部医学科	1名
		医学部保健衛生学科	1名
		歯学部歯学科	1名
		教養部	2名
外国語		医学部医学科	1名
		医学部保健衛生学科	1名
		歯学部歯学科	1名
		歯学部口腔保健学科	1名
		教養部	4名
小論文	前期日程（看護学専攻）	教養部	1名
		医学部保健衛生学科	2名
	前期日程（口腔保健衛生学専攻）	歯学部口腔保健学科	3名
	前期日程（口腔保健工学専攻）		
	後期日程（医学科・歯学科）	医学部医学科	2名
		歯学部歯学科	2名
		教養部	2名
実技		歯学部口腔保健学科	2名